

軽度者に対する福祉用具貸与の見直しについて

平成18年4月の介護報酬改定において、軽度の方（要支援1、2及び要介護1）に対して、利用が想定されにくい福祉用具を保険給付の対象外とした上で、一定の条件に該当する場合には例外的に給付を行うこととした措置について、この度、運用上の見直しを行う旨の通知がありましたので、お知らせします。

適用日 : 平成19年4月1日

【見直しの内容】

- ▷ 例外給付の「判断方法」について、現行の要介護データに基づく方法を原則としつつ、下記Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当する者であることが、
- ① 「医師の意見（医学的な所見）」に基づき判断され、
 - ② サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを
 - ③ 市町村長が「確認」している
- ものであれば、例外給付を認めることとする。

- Ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
- Ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- Ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

京都府保健福祉部高齢・保険総括室
介護保険事業室

TEL : 075-414-4672
FAX : 075-414-4572